

令和 4 年 3 月 28 日

令和 4 年度前期における新型コロナ感染防止対策と対面授業の実施について
自己健康管理の徹底、基本的感染防止対策、ワクチン接種の促進

学長 小島 彰

1. 令和 4 年度前期開始にむけて

令和 3 年度は、新型コロナ感染症感染拡大に対応して、兵庫県においては累次にわたる緊急事態措置実施期間、まん延防止等重点措置実施期間が設定され、本学においては、学生及び教職員の基本的感染防止対策の実施と併せて、その時々状況に対応して、対面授業又は対面授業と遠隔授業の併用実施により短期大学での学びの継続を図ってきました。

前年度後期授業では、当初は対面授業と遠隔授業の併用でありましたが、11 月以降は感染防止対策を徹底することにより、原則対面授業での実施に切り替え、昨年末以降の感染力が強いと言われたオミクロン株による感染拡大期にも対応してきました。

本年 3 月 21 日をもってまん延防止等重点措置が解除され、大学でのオンライン授業の活用についての要請も解除されたことを受け、産業技術短期大学としては、令和 4 年度前期において感染防止対策の徹底を図りつつ、対面授業を実施し、学生の修学状況に配慮した学びの継続を図ることとします。

2. 感染防止対策の徹底

本学では、本年 4 月以降、対面授業を基本としますが、その前提として以下の徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を実施します。

(1) 自己健康管理

本学では、「自己健康管理。自分もかからない。人にうつさない。」を感染防止対策の基本方針とし、学生及び教職員が、常に意識し、行動することにより、感染拡大防止を図っています。本学から配付する「自己健康管理表」に学生本人が毎日記入し、必要に応じ大学教職員に提示していただきます。体調が悪い場合は、感染予防の観点からその期間の通学を控えていただきますが、医療機関の受診を勧めるため公認欠席制度の運用を改善します。

(2) 基本的感染防止対策

基本的感染防止対策として、マスク着用、手洗いの徹底、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスの確保が挙げられます。特に、マスクを外す機会となる食事等の際には感染防止の強化が求められます。このため、学生、教職員が自らの行動に責任を持って対応するとともに、これらが緩むことのないようお互いに気を付けあって、大学全体として基本的対策が徹底される環境を用意します。

大学としては、三密対策として、ソーシャルディスタンスを確保するため大教室の利用、

教室での着座禁止席の設定、教室の換気、飛沫拡散防止のための防護パネルの設置、消毒液の設置、手に触れる部分の消毒、毎日の清掃の徹底を図ります。

また、情報処理演習設備等多数の学生が触れる設備の消毒や学生同士の近接した作業が必要となる実験実習や卒業研修時の感染予防のためのアクションについてもその徹底を図ります。

感染リスクが高まるマスク非着用時の行動として食事時等での行動が指摘されています。食堂の混雑緩和のため、昼休み時間を延長するとともにグループ分けした分散利用と食堂での座席間の間隔確保、対面座席の禁止、防護パネルの設置など必要な措置を講じますが、食堂入室前の手洗い、消毒の励行、黙食や食事終了後の速やかな退室をお願いします。食堂以外の場所での喫食についても利用可能な教室を指定し、食堂での昼食と同様な注意喚起を行います。

(3) ワクチン接種の促進

ワクチン接種は有効な感染防止、重症化防止策として国からもその積極的な接種が進められています。学生、教職員を問わず、接種の機会を積極的に捉え、接種率の向上、大学全体としての感染予防力の向上を図ることとします。

3. 対面授業の実施、授業以外の学生生活動の開始

前記の感染防止対策の徹底を前提として令和4年度前期課程については、対面での授業を原則とします。

学生自治会による部活動については、顧問の教員の指導、学生部長の承認を得た活動について許可し、活動日を限定し実施します。

ものづくり等のプロジェクト活動については、担当教員の指導に基づき実施します。

なお、今後の状況変化に対応して、この方針が変わることもあり得ます。その時は迅速に対応方針を決定し、ホームページやUniversal Passportにより学生に連絡いたします。

以上を通じて新型コロナ感染防止と経済社会活動の両立を目指すという国の方針に従い、産業技術短期大学として学生にとって最も重要な活動である学びの継続を図っていきます。